

「外国人労働者の雇用状況」について ～「育成就労制度」の施行を見据えて～

筑波総研株式会社 企画調査部 上席研究員 山川卓哉

はじめに

我が国の労働力不足は今後ますます深刻になっていきます。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来人口推計（令和5年度推計）」によると、2020年国勢調査において7,509万人だった生産年齢人口は、2044年には6,000万人を割り込むとされています。

そのため、生産性向上や国内人材確保への努力を継続するだけでは人手不足の問題を解決することは困難であり、外国人材の重要性がますます高まっていくことは確実といえます。また、すでに技能実習や特定技能を在留資格とする外国人労働者が増加し、貴重な労働力となっているという実態があり、筆者が企業を訪問した際に、外国人の雇用に関することが話題に上ることが増えているという実感もあります。

2024年3月、政府は人材育成を通じた技能移転による国際貢献を目的とした「技能実習制度」を廃止し、国内産業を長期間支える人材を育成・確保することを目的とする「育成就労制度」の創設を閣議決定し、同年6月には法案が国会で可決・成立しました。茨城県では、「外国人から選ばれる県」を掲げ、県の強み・弱みを客観的な指標で可視化させ、施策の充実・強化につなげていくための「外国人版いばらき幸福度指標」を策定・公表しました。また、2025年度以降の職員採用試験において国籍要件を撤廃することを発表するなど、外国人材を積極的に活用するための動きを活発化させています。

本稿では、このような動きを踏まえて、全国と茨城県の外国人雇用の状況について、厚生労働省および茨城労働局が毎年公表している「『外国人雇用状況』の届出状況まとめ」から、直近10年間および5年間の動向等を概観するとともに、新たに創設される「育成就労制度」についての概要をレポートします。

1. 外国人労働者の雇用の動向

①労働者数・事業所数の推移

2014年10月から2024年10月まで10年間の外国人労働者数、事業所数の推移を「全国」および「茨城県」で集計しました。

全国では、2014年10月の労働者数は787,627人で2024年同月では2,302,587人と、10年間で約2.9倍にまで増加しています。事業所数は137,053所から342,087所と、約2.5倍に増加しています。2024年の対前年増加率では、労働者数が12.4%、事業所数が7.3%です（図1）。

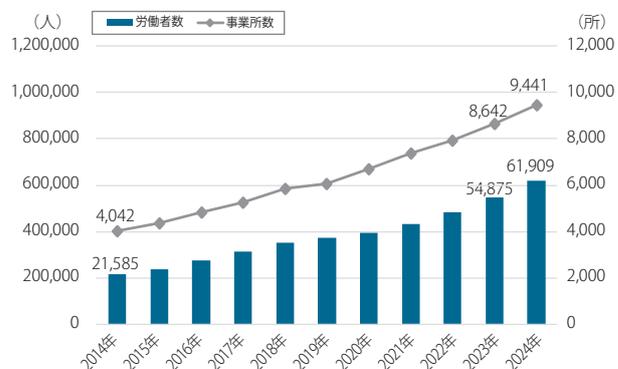
図1. 外国人労働者数・事業所数の推移【全国】



出典：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめより筆者作成

茨城県では、2014年10月の労働者数は21,585人で2024年同月では61,909人で、全国と同様に約2.9倍の増加、事業所数は4,042所から9,441所と、約2.3倍に増加しています。対前年増加率では、労働者数が12.8%、事業所数9.2%です（図2）。

図2. 外国人労働者数・事業所数の推移【茨城県】



出典：茨城労働局「外国人雇用状況」の届出状況まとめより筆者作成

②都道府県トップ10

外国人労働者数および事業所数の都道府県順位をみると、茨城県はいずれも10位です（表1）。

なお、上位を占めているのは三大都市圏（首都圏、近畿圏、中京圏）の都道府県がほとんどで、その数は労働者数、事業所数いずれも5位までで約5割、10位までで約7割を占めています。

表1. 外国人労働者数・事業所数トップ10（2024年10月）

順位	労働者数			事業所数		
	都道府県	人数	全国比	都道府県	事業所数	全国比
1	東京	585,791	25.4%	東京	82,294	24.1%
2	大阪	229,627	10.0%	愛知	28,167	8.2%
3	愛知	174,699	7.6%	大阪	26,979	7.9%
4	神奈川	134,101	5.8%	神奈川	22,384	6.5%
5	埼玉	120,062	5.2%	埼玉	17,990	5.3%
6	千葉	92,516	4.0%	千葉	15,059	4.4%
7	福岡	81,560	3.5%	静岡	12,330	3.6%
8	兵庫	76,199	3.3%	福岡	11,235	3.3%
9	静岡	66,165	2.9%	兵庫	10,235	3.0%
10	茨城	61,909	2.7%	茨城	9,441	2.8%

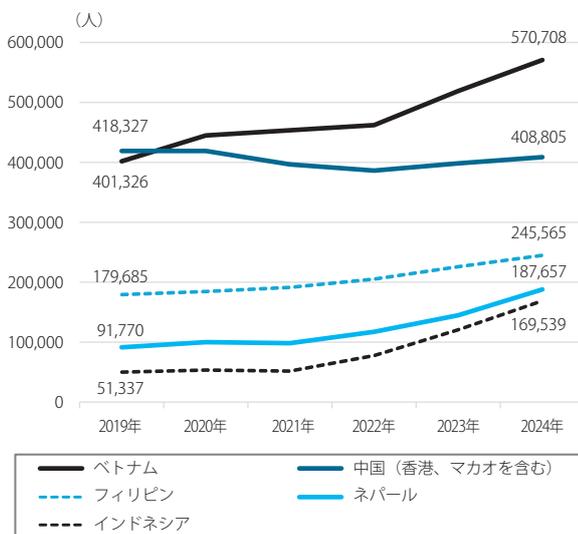
出典：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめより筆者作成

③ 国籍別外国人労働者数の推移

全国および茨城県で、直近2024年10月の国籍別外国人労働者数5位までの国について、2019年10月から5年間の推移をグラフ化しました。

全国では、2024年10月の1位はベトナム、2位中国（香港、マカオを含む）、3位フィリピン、4位ネパール、5位インドネシアとなっています。5年間の増加数をみると、ベトナムが約17万人と最も増加しています。増加率でみると、ベトナムは42.2%ですが、ネパールが104.5%、インドネシアが230.2%と非常に高い伸びを示しています。ランク外でグラフには表していませんが、ミャンマーの労働者数が増加しており、2024年10月では114,618人、直近2年間の増加率は241.3%となっており、注目されるところです（図3）。

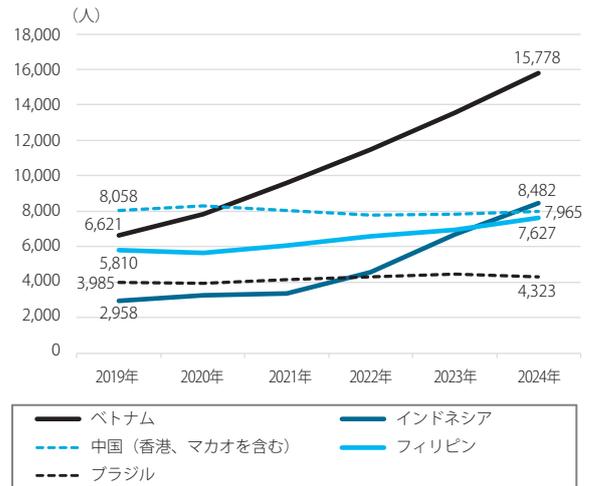
図3. 国籍別外国人労働者数の推移（トップ5）【全国】



出典：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめより筆者作成

茨城県では、2024年10月の1位はベトナム、2位インドネシア、3位中国、4位フィリピン、5位ブラジルとなっています。5年間の増加数をみると、ベトナムが約9千人と最も増加しています。増加率でみると、ベトナムは138.3%、インドネシアが186.7%と高い伸びを示しています。ランク外のミャンマーについて、2024年10月では2,182人ですが、直近2年間の増加率が228.2%と、全国と同様に大きく伸びています（図4）。

図4. 国籍別外国人労働者数の推移（トップ5）【茨城県】



出典：茨城労働局「外国人雇用状況」の届出状況まとめより筆者作成

④ 在留資格別労働者数の構成比の変化

全国および茨城県で、2019年10月と2024年10月の在留資格別労働者数の構成比の変化をみると（表2）、全国では、「専門的・技術的分野の在留資格」の増加が最も大きく11.4%ポイントです。2024年の構成比が最も高いのは「専門的・技術的分野の在留資格（31.2%）」で、「身分に基づく在留資格（27.3%）」、「技能実習（20.4%）」が続きます。

表2. 在留資格別労働者数の構成比【全国・茨城県】

在留資格	全国			茨城県		
	2019年	2024年	2024年-2019年	2019年	2024年	2024年-2019年
専門的・技術的分野の在留資格	19.8%	31.2%	11.4%	12.1%	29.1%	17.0%
特定活動	2.5%	3.7%	1.2%	3.3%	4.2%	0.9%
技能実習	23.1%	20.4%	-2.7%	38.5%	31.4%	-7.1%
資格外活動	22.5%	17.3%	-5.2%	8.8%	7.4%	-1.4%
身分に基づく在留資格	32.1%	27.3%	-4.7%	37.3%	27.9%	-9.4%
不明	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

出典：厚生労働省・茨城労働局「外国人雇用状況」の届出状況まとめより筆者作成

茨城県では、「専門的・技術的分野の在留資格」の増加が最も大きく17.0%ポイントで、傾向は全国と同じです。2024年の構成比が最も高いのは「技能実習(31.4%)」で、「専門的・技術的分野の在留資格(29.1%)」、「身分に基づく在留資格(27.9%)」が続きます。

「専門的・技術的分野の在留資格」の割合が増加している背景には、この在留資格の中に2019年4月から受入れがはじまった在留資格「特定技能」が含まれており、この資格の外国人労働者数が増加していることがあげられます。

⑤産業分野別の労働者数の変化・構成比

全国および茨城県で、2019年10月と2024年10月の産業分野別の労働者数の変化をみると(表3)、全国では、全産業合計で643,783人増加しているうち、最も増加しているのは「製造業(115,036人)」で、「サービス業(他に分類されないもの)(87,915人)」、「卸売業・小売業(85,820人)」、「建設業(84,688人)」、「医療・福祉(82,089人)」が続きます。

茨城県では、全産業合計で24,664人増加しているうち、最も増加しているのは「製造業(7,327人)」で、「農業、林業(4,585人)」、「卸売業、小売業

表3. 産業分野別労働者数・構成比【全国・茨城県】

産業分野	全 国					茨城県				
	2019年		2024年		増加数 2024年 -2019年	2019年		2024年		増加数 2024年 -2019年
	人数	構成比	人数	構成比		人数	構成比	人数	構成比	
全産業計	1,658,804	100.0%	2,302,587	100.0%	643,783	37,245	100.0%	61,909	100.0%	24,664
A 農業、林業	35,636	2.1%	58,373	2.5%	22,737	6,797	18.2%	11,382	18.4%	4,585
B 漁業	3,682	0.2%	6,434	0.3%	2,752	57	0.2%	144	0.2%	87
C 鉱業、採石業、砂利採取業	274	0.0%	493	0.0%	219	3	0.0%	2	0.0%	-1
D 建設業	93,214	5.6%	177,902	7.7%	84,688	1,712	4.6%	3,762	6.1%	2,050
E 製造業	483,278	29.1%	598,314	26.0%	115,036	15,363	41.2%	22,690	36.7%	7,327
うち食料品製造業	130,814	7.9%	189,693	8.2%	58,879	5,663	15.2%	9,741	15.7%	4,078
うち飲料・たばこ・飼料製造業	1,136	0.1%	2,092	0.1%	956	17	0.0%	74	0.1%	57
うち繊維工業	32,363	2.0%	30,667	1.3%	-1,696	346	0.9%	387	0.6%	41
うち金属製品製造業	44,340	2.7%	60,608	2.6%	16,268	1,820	4.9%	2,842	4.6%	1,022
うち生産用機械製造業	24,457	1.5%	27,467	1.2%	3,010	1,938	5.2%	1,562	2.5%	-376
うち電気機械器具製造業	33,551	2.0%	41,035	1.8%	7,484	837	2.2%	940	1.5%	103
うち輸送用機械器具製造業	97,336	5.9%	101,282	4.4%	3,946	841	2.3%	1,435	2.3%	594
F 電気・ガス・熱供給・水道業	533	0.0%	817	0.0%	284	4	0.0%	8	0.0%	4
G 情報通信業	67,540	4.1%	90,546	3.9%	23,006	270	0.7%	449	0.7%	179
H 運輸業、郵便業	58,601	3.5%	75,157	3.3%	16,556	670	1.8%	1,085	1.8%	415
I 卸売業、小売業	212,528	12.8%	298,348	13.0%	85,820	2,183	5.9%	5,001	8.1%	2,818
J 金融業、保険業	10,297	0.6%	12,872	0.6%	2,575	26	0.1%	30	0.0%	4
K 不動産業、物品賃貸業	13,500	0.8%	23,142	1.0%	9,642	64	0.2%	116	0.2%	52
L 学術研究、専門・技術サービス業	56,775	3.4%	79,314	3.4%	22,539	1,657	4.4%	2,493	4.0%	836
M 宿泊業、飲食サービス業	206,544	12.5%	273,333	11.9%	66,789	1,193	3.2%	2,260	3.7%	1,067
N 生活関連サービス業、娯楽業	24,112	1.5%	29,991	1.3%	5,879	233	0.6%	327	0.5%	94
O 教育、学習支援業	70,941	4.3%	82,902	3.6%	11,961	2,013	5.4%	2,671	4.3%	658
P 医療、福祉	34,261	2.1%	116,350	5.1%	82,089	670	1.8%	2,627	4.2%	1,957
うち医療業	11,357	0.7%	30,386	1.3%	19,029	139	0.4%	501	0.8%	362
うち社会保険・社会福祉・介護事業	22,706	1.4%	85,537	3.7%	62,831	528	1.4%	2,117	3.4%	1,589
Q 複合サービス事業	4,855	0.3%	7,109	0.3%	2,254	49	0.1%	73	0.1%	24
R サービス業(他に分類されないもの)	266,503	16.1%	354,418	15.4%	87,915	3,986	10.7%	6,512	10.5%	2,526
S 公務(他に分類されるものを除く)	10,636	0.6%	11,244	0.5%	608	197	0.5%	158	0.3%	-39
T 分類不能の産業	5,094	0.3%	5,528	0.2%	434	98	0.3%	119	0.2%	21

出典：厚生労働省・茨城労働局「外国人雇用状況」の届出状況まとめより筆者作成

(2,818人)、「サービス業（他に分類されないもの）(2,526人)」、「建設業(2,050人)」が続きます。

2024年の構成比をみると、全国で最も高いのは「製造業(26.0%)」で、「サービス業（他に分類されないもの）(15.4%)」、「卸売業、小売業(13.0%)」、「宿泊業、飲食サービス業(11.9%)」、「建設業(7.7%)」と続きます。茨城県で最も高いのは「製造業(36.7%)」で、「農業、林業(18.4%)」、「サービス業（他に分類されないもの）(10.5%)」、「卸売業、小売業(8.1%)」、「建設業(6.1%)」と続きます。

構成比が高まっている産業分野をみると、全国と茨城県ともに「医療、福祉」が最も大きく、全国では3.0%ポイント、茨城県では2.4%ポイントの増加となっており、そのうちの2.0%ポイントは「社会保険・社会福祉・介護事業」です。

⑥茨城県の特徴(国籍・産業分野・在留資格から) 国籍別・産業分野別労働者数・構成比

表4は、茨城県における国籍別労働者数上位5

か国と近年増加の著しい「ミャンマー」を加えた6か国と、産業別労働者数上位5分野に近年増加の著しい「医療、福祉」を加えた6分野を抜粋して集計し、特に増加率の高い「ベトナム」「インドネシア」「ミャンマー」に注目したものです。ベトナムでは、「製造業(31.9%)」をはじめ多くの産業分野において構成比が高く、インドネシアでは「農業、林業(32.8%)」、ミャンマーでは「医療、福祉(19.3%)」が最も高くなっています。

在留資格別・産業分野別労働者数・構成比

表5は、在留資格別と表4と同じ産業分野6分野の抜粋を集計し、茨城県において構成比の高い「技能実習」と近年増加している「特定技能」に注目したものです。技能実習で最も構成比が高いのは「農業、林業(72.1%)」で、「建設業(59.5%)」「製造業(30.1%)」が続きます。特定技能で最も構成比が高いのは「医療、福祉(37.8%)」で、「農業、林業(20.7%)」「製造業(16.8%)」が続きます。

表4. 国籍別・産業分野別労働者数・構成比(抜粋)【茨城県(2024年10月)】

産業分野	製造業		農業、林業		うちサービス業 (他に分類されないもの)		卸売業、小売業		建設業		医療、福祉	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
全国籍計	22,690	100.0%	11,382	100.0%	6,512	100.0%	5,001	100.0%	3,762	100.0%	2,627	100.0%
ベトナム	7,247	31.9%	2,871	25.2%	1,324	20.3%	1,076	21.5%	1,480	39.3%	548	20.9%
インドネシア	2,422	10.7%	3,729	32.8%	285	4.4%	319	6.4%	814	21.6%	389	14.8%
中国(香港、マカオを含む)	1,951	8.6%	2,176	19.1%	346	5.3%	1,013	20.3%	144	3.8%	179	6.8%
フィリピン	3,410	15.0%	324	2.8%	1,333	20.5%	518	10.4%	423	11.2%	400	15.2%
ブラジル	2,177	9.6%	18	0.2%	1,332	20.5%	182	3.6%	91	2.4%	54	2.1%
ミャンマー	1,009	4.4%	107	0.9%	91	1.4%	76	1.5%	194	5.2%	507	19.3%

表5. 在留資格別・産業分野別労働者数・構成比(抜粋)【茨城県(2024年10月)】

産業分野	製造業		農業、林業		うちサービス業 (他に分類されないもの)		卸売業、小売業		建設業		医療、福祉	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
全在留資格計	22,690	100.0%	11,382	100.0%	6,512	100.0%	5,001	100.0%	3,762	100.0%	2,627	100.0%
専門的・技術的分野の在留資格	6,594	29.1%	2,583	22.7%	1,278	19.6%	1,565	31.3%	817	21.7%	1,110	42.3%
うち特定技能	3,810	16.8%	2,351	20.7%	335	5.1%	446	8.9%	365	9.7%	992	37.8%
特定活動	998	4.4%	266	2.3%	359	5.5%	240	4.8%	238	6.3%	275	10.5%
技能実習	6,829	30.1%	8,205	72.1%	419	6.4%	786	15.7%	2,240	59.5%	464	17.7%
資格外活動	690	3.0%	22	0.2%	514	7.9%	859	17.2%	21	0.6%	187	7.1%
身分に基づく在留資格	7,579	33.4%	306	2.7%	3,942	60.5%	1,551	31.0%	446	11.9%	591	22.5%

表6. 在留資格別・国籍別労働者数・構成比(抜粋)【茨城県(2024年10月)】

国籍	ベトナム		インドネシア		中国 (香港、マカオを含む)		フィリピン		ブラジル		ミャンマー	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比	人数	構成比
全在留資格計	15,778	100.0%	8,482	100.0%	7,965	100.0%	7,627	100.0%	4,323	100.0%	2,182	100.0%
専門的・技術的分野の在留資格	5,923	37.5%	2,663	31.4%	2,379	29.9%	1,025	13.4%	17	0.4%	1,000	45.8%
うち特定技能	3,486	22.1%	2,474	29.2%	665	8.3%	393	5.2%	1	0.0%	816	37.4%
特定活動	1,011	6.4%	263	3.1%	154	1.9%	135	1.8%	5	0.1%	217	9.9%
技能実習	7,501	47.5%	5,035	59.4%	2,370	29.8%	1,023	13.4%	1	0.0%	828	37.9%
資格外活動	889	5.6%	90	1.1%	1,321	16.6%	75	1.0%	32	0.7%	107	4.9%
身分に基づく在留資格	454	2.9%	431	5.1%	1,741	21.9%	5,369	70.4%	4,268	98.7%	30	1.4%

出典：茨城労働局「外国人雇用状況」の届出状況まとめより筆者作成

在留資格別・国籍別労働者数・構成比

表6は、在留資格別と表5と同じ国籍6か国の抜粋を集計し、「技能実習」と「特定技能」に注目したものです。全労働者のうち技能実習の構成比が最も高いのは「インドネシア（59.4%）」で、「ベトナム（47.5%）」「ミャンマー（37.9%）」が続きます。特定技能の構成比が高いのは「ミャンマー（37.4%）」で、「インドネシア（29.2%）」「ベトナム（22.1%）」が続きます。

⑦外国人労働者の雇用の動向まとめ

ここまでの集計結果から、茨城県における外国人雇用の特徴を以下にまとめます。

- ・外国人労働者数は、全国、茨城県ともに10年間で約2.9倍に増加。茨城県の外国人労働者数と事業所数は、全国で10番目に多い。
- ・国籍別労働者数は、全国、茨城県ともにベトナムとインドネシアの増加が大きく、直近ではミャンマーの増加率が高いが、茨城県ではベトナムの増加率が全国よりも高い。
- ・在留資格別の労働者数の構成比は、全国、茨城県ともに「特定技能」の在留資格を含む「専門的・技術的分野の在留資格」が高くなっているが、茨城県では全国より「技能実習」の構成比が高い傾向があり、直近でも同様である。
- ・産業分野別の労働者数は、全国、茨城県ともに「製造業」の増加が最も大きいですが、茨城県では「農業、林業」の労働者数が大きく増加しており、構成比で見ても「農業、林業」は全国より高い水準である。
- ・茨城県において、ベトナム国籍の労働者は「製造業」をはじめ幅広い産業分野に従事している。インドネシア国籍の労働者は「農業、林業」に従事している割合が高い。
- ・茨城県において、「技能実習」の構成比が最も高い産業分野は「農業、林業」で約7割、「建設業」が約6割、「製造業」が約3割である。
- ・茨城県において、「特定技能」の構成比が最も高いのは「医療、福祉」で約4割である。
- ・茨城県では、ベトナム国籍の労働者の約5割が「技能実習」、約2割が「特定技能」。インドネシア国籍の労働者の約6割が「技能実習」、約3割が「特定技能」。ミャンマー国籍の労働者は、「技能実習」「特定技能」とともに約4割である。

外国人労働者数と事業所数が全国10位という面では、茨城県の外国人材活用は進んでいるという見方もできますが、技能実習生の構成比が高いことから、長期的な活用という面では課題があると考えられます。

これから技能実習制度の廃止、育成就労制度の開始という大きな変化が進む中で、行政や企業がどのように対応していくのかが注目されます。今回のレポートでは、公表されている統計を再集計し、その傾向を検討しましたが、今後については、行政や民間の外国人活用を支援する組織や、外国人材の受入れに積極的な企業等を取材し、課題解決に向けた方策や将来展望についてレポートしていきたいと思えます。

2. 新設される育成就労制度

前章では、茨城県における外国人材活用において、技能実習の構成比が高いことを特徴として示しました。2024年6月に法案が可決・成立した「技能実習制度の廃止」と「育成就労制度の新設」は、茨城県のこれからの外国人材活用において大きな影響があると考えられます。そこで、これまでに公表されている内容に基づき、その概要を整理しました。

①育成就労制度創設の背景

新制度創設の背景としてあげられることとして、まず一つ目は、国内の生産年齢人口の減少による深刻な人手不足です。二つ目は、国際的な人材獲得競争の激化です。具体的には、台湾や韓国など近隣諸国・地域での低熟練労働者の受入れ拡大など、人材獲得競争が激しくなっており、就労のための移動先として、我が国の順位が相対的に低下していることです。三つ目は、技能実習制度の実態の乖離です。技能実習制度の目的が「人材育成を通じた技能移転による国際貢献」であり、実習終了後は帰国することが制度上の原則となっているのに対し、実態としては「経済社会の担い手として、国内の企業等の貴重な労働力」となっており、同制度では長期的な人材確保が困難になっていることが問題となっています。

四つ目は、外国人にとって魅力を感じにくい制度であることです。先に述べたように「帰国」が原則であるため、日本で長期にわたってキャリアアップしていくイメージが描きにくいことや、原則転籍ができないことで、労働者の権利保護が不十分となり失踪の原因となってしまっているといった問題があります。

こうした背景から、技能実習制度を発展的に解消し、人材確保および人材育成を目的として創設されたのが「育成就労制度」です。

②育成就労制度の概要

育成就労制度の目的は、「長期にわたり産業を支える人材を確保すること」です。この目的によって、これまでの技能実習制度とは大きく変わることになります。

まず、「特定技能1号水準の人材を育成するための制度」となります。原則3年間の就労を通じて特定技能1号の水準となる人材を育成するため、受入れ可能となる職種は特定技能と同じ産業分類となる予定です。

技能実習制度では、国際貢献や技術移転のために「身につけるべき技術」として91職種167作業に細分化されており、技能実習生は限られた業務にしか従事することができませんでした。特定技能で定められている16の特定産業分野の中で、従事できる業務の範囲を拡大できるようになります。

また、外国人が地域に根付き、共生できるようにするため、日本語能力の向上方策を講じることや、地域協議会を組織し、地方公共団体も参画して受入れ環境整備に取り組むことで、地域への定着を図ることとされています。

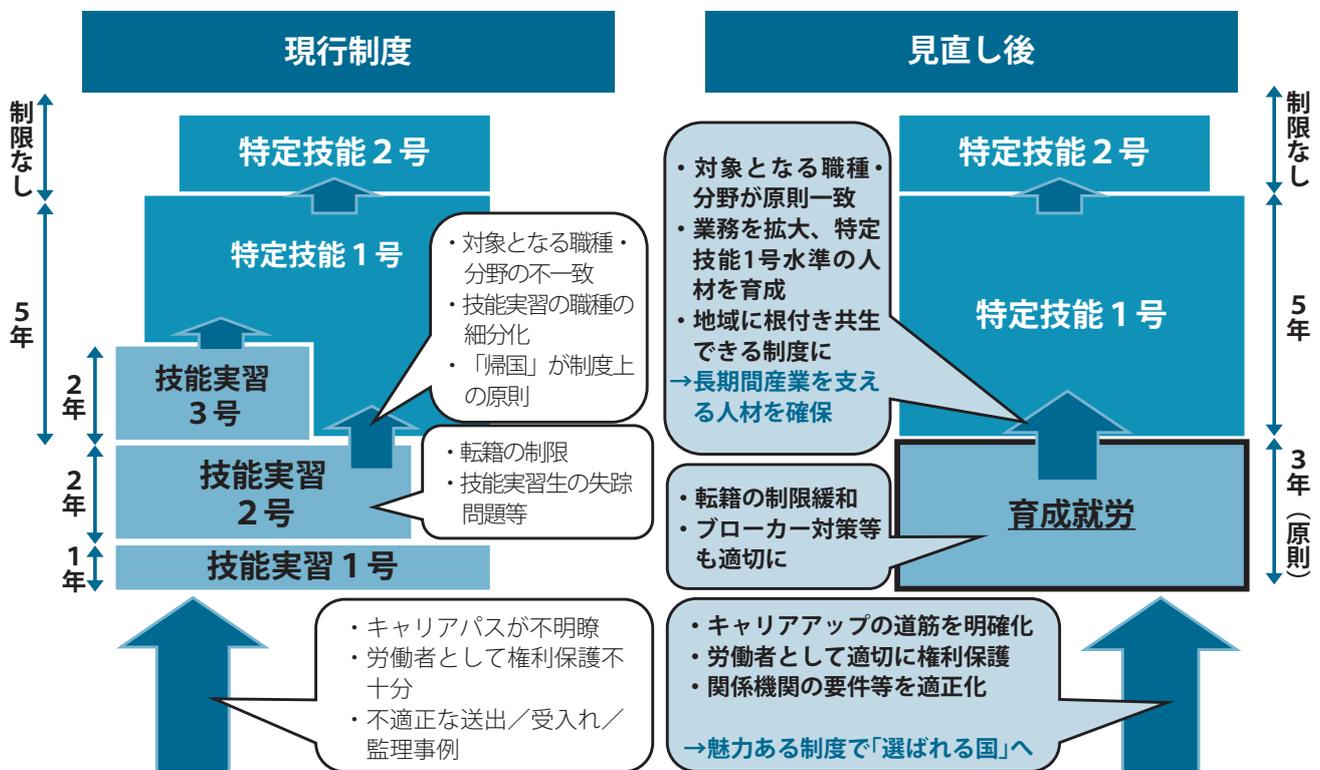
③育成就労制度の導入スケジュール

育成就労制度の施行は、2027年ごろになると見込まれており、2025年2月現在、「特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」が開催されており、その中で詳細が検討され、閣議決定を経て実際の運用となる予定です。

なお、育成就労制度の開始前に来日している技能実習生については、出入国在留管理庁の「育成就労制度。特定技能制度Q&A」において、「引き続き認定計画に基づいて技能実習を続けることができます。」とされていますが、「詳細は、今後主務省令で定める予定です。」とも記載されており、今後の政府の動向を注視していくことが必要です。

また、育成就労制度においては長期に就労することが前提となるほか、一定の要件のもとに転籍も可能となるため、「外国人に選ばれる会社」「働きたい会社」となるべく、2027年の施行までに、報酬体系や福利厚生制度の見直し、キャリアパス制度の導入など、受入環境整備を進めていくことも重要です。

図5. 制度見直しのイメージ図



出典：厚生労働省資料より筆者作成